



今回の進路だよりはNo. 7に引き続いて、福祉関係の救護制度（手帳、手当・年金）についてお知らせします。福祉救護制度を受けるためには、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付が必要です。手帳については、下表をご覧ください。

◇手帳について

主な手帳	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語等に障害がある方	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする方	精神障害のために、日常生活または社会生活に制限のある方
区分	1種または2種に区分 さらに、障害の種類により 1級から6級に区分	療育手帳AまたはBに区分	1級から3級まで区分
その他更新等	更新期間が原則的になし 届け出が必要なケース ・障害の程度が変わったとき ・住所や氏名等の変更時 ・紛失・破損の場合 等	5年または2年で更新 ※次期判定年月は手帳に記載されているので、確認をお願いいたします。	2年で更新 ※更新の時には、障害の程度を確認するための再判定が行われる。

◇手当・年金について

特別児童扶養手当

- ・身体か知的に中程度以上の障害のある20歳未満の子どもを家庭で扶養している保護者の方
- ・1級（重度障害児）月額52,200円（平成31年4月分から）
- ・2級（中度障害児）月額34,770円（平成31年4月分から）
- ※年3回（4月、8月、11月）に分けて支払われます。

障害児福祉手当

- ・20歳未満で、身体障害者手帳のおおむね1級か療育手帳のおおむねA程度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする方
- ・月額14,790円（平成31年4月分から）
- ※年4回（2月、5月、8月、11月）に分けて支払われます。

障害基礎年金

- ・20歳前に初診日がある病気やけがで障害状態になった方（所得制限があります）
- ・1級…年額975,125円 ・2級…年額780,100円



※手続きに関する窓口は、お住まいになられている各市町村の福祉窓口になります。
詳細については、市町村ホームページに掲載されておりますのでご覧ください。

発行内容、お問い合わせについて

進路指導部報「しんろだより～道～」は、保護者の皆様へ進路に関するたくさんの情報をお伝えしていきます。学校ホームページにも掲載しておりますので、どうぞご覧になってください。

（ホームページURL：<http://www.kagayaki.akita-pref.ed.jp/chokaku-s/>）

他にも進路に関して知りたい情報や疑問等がございましたら、お気軽に校長、教頭、担任、進路指導部員にお話しください。